

「避難行動要支援者名簿」

登録のため申請書提出のお願い



燕市 長寿福祉課 長寿福祉係

燕市では、災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」を作成しております。

こちらの案内は燕市が把握している対象者（下記「名簿登録新規対象者について」の①～③の方のみ）に該当する方にお送りしております。

以下の内容を確認していただき、名簿に登録することに同意をいただける方は別紙 水色の「避難行動要支援者名簿兼登録申請書」に必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒でのご返送もしくは長寿福祉課 長寿福祉係（燕市役所 1 階 26.27 番窓口）、地域の民生委員・児童委員へご提出ください。

提出期限は令和 6 年 6 月 28 日(金)となります。期限までにご提出をお願いいたします。
また名簿登録を希望されない方は返送の必要はございません。

「避難行動要支援者名簿」の趣旨

- ・「避難行動要支援者名簿」とは、災害時に自力または家族の支援だけでは避難することが困難な方を、本人から個人情報の提供の同意を得たうえで、あらかじめ登録しておく名簿のことです。
- ・この名簿は作成後、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、警察、消防、地域包括支援センターへ提供し、災害時における安否確認、避難支援だけでなく、平時における地域での見守り活動に役立てます。

名簿登録新規対象者について

・対象者は生活基盤が自宅にあり、次のいずれかの要件に該当し、かつ、災害時に自力または家族の支援だけでは、避難することが困難な方です。

- ①身体障害者手帳 1・2 級（総合等級）を所持している方
（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く）
- ②療育手帳 A を所持する知的障がい者
- ③要介護認定 3・4・5 の方
- ④特に避難支援を必要とする難病患者
- ⑤その他支援を必要としている方



裏面へ

申請書の提出によって

- ・申請書を提出いただくことで、名簿に登録され、平常時より避難行動支援関係者へ情報提供が行われ、平時における地域での見守り活動、災害時における避難支援体制の構築を円滑に行うことができます。
- ・提供される名簿情報は、対象者の住所・氏名・性別・連絡先・介護等の等級・世帯主氏名と世帯主との続柄、緊急連絡先、支援を受ける時間帯、特記事項です。

注意事項

注意

- ・この制度による避難支援はあくまでも善意と地域の助け合いにより行うものです。災害時に「避難行動要支援者名簿」に登録された方への支援ができなくても、責任を負うものではないことをあらかじめご承知願います。
- ・事前の情報把握は迅速な避難支援につながります。避難の際に支援を必要とされる方はご自身の名簿登録のための情報提供に同意をお願いします。
- ・福祉施設に入所等によって住民票を異動された方は、自動的に名簿から除かれます。再度名簿の登録を希望される場合は改めてお手続きください。
- ・転出等で異動がない方は継続して名簿に登録されますので、毎年申請書の提出は必要ありません。年に一度程度、登録情報に変更がないか民生委員等が確認をいたしますので、登録の変更・削除がある方はその際にご連絡ください。
- ・随時、新規名簿登録や登録情報の変更・削除も受け付けておりますので、お気軽に長寿福祉課までお問い合わせください。

提出期限は令和6年6月28日（金）です。
お早めにご提出をお願いいたします。



☆お問い合わせ先☆

燕市役所 長寿福祉課 長寿福祉係

☎ 0256-77-8175(直通)

燕市役所 防災課 防災対策係

☎ 0256-77-8381(直通)